

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ等における意見への対応（案）について

(1) 条例要綱（案）への意見（要約）

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
第3の9 県における障害を理由とする差別の禁止 10 事業者における障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供の「負担が過重でない場合」について、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断されるか不安である。（荒木構成員、第3回WG） 過重な負担や合理的配慮をどのように考えるか。（名古屋市手をつなぐ育成会、WG後） 合理的配慮の事例収集は、以前から始められたのではないか。（愛知県重度障害者団体連絡協議会、WG後） 	<ul style="list-style-type: none"> 「過重な負担」の考え方については、国の基本方針に基づき、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくこととなる。 合理的配慮の不提供を差別とすることは、新たな概念である。事例収集は、準備が整い次第、始めていきたい。
第3の11 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存の相談窓口において、どのような仕組みで紛争を解決していくのか。（渡辺構成員、第3回WG） 相談及び紛争防止のための仕組みの具体案を示してほしい。（徳田構成員、WG後） 助言・あっせんの規定がないと、相談解決に結びつかない。条例で仕組みを示すべきだ。紛争解決のためのシステムを構築するために、調整委員会を設置すべきではないか。（名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市精神障害者家族会連合会、愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会、愛知県難聴・中途失聴者協会、WG後） 障害福祉課があっせんや調整を行わないのであれば第三者が調整委員会を作って調整すればよい。（ADF、WG後） 現在、条例案を検討中の山形県・徳島県においても、調整委員会の設置を盛り込んでおり、愛知県のみ取り残される。（名古屋市精神障害者家族会連合会、WG後） 相談体制と紛争解決のための調整委員会は条例の基本となるものと考えており、その規定が盛り込まれていない現行案では、ADFとして賛成できないかもしれない。（名古屋市精神障害者家族会連合会、WG後） 最終的な権限がどこにあるのか明確にすべき。（愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会、WG後） 	<ul style="list-style-type: none"> 他府県の条例を参考に、助言・あっせんを行う調整機関の設置について規定する。

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
第3の11 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 知事による勧告・公表の規定が必要。県としてどのように反映させるつもりか。（河口構成員、第3回WG） 国は国、地方は地方なので、条例に愛知県独自の規定を盛りこんで特色を出してほしい。（加賀構成員、第3回WG） 相談窓口を明確化して、障害当事者や一般県民に周知してほしい。（愛知県重度障害者団体連絡協議会、WG後） 例えば、市町村が行った差別的取扱いが、同じ市町村の相談窓口では解決が困難な場合、どこがフォローしてくれるのか。（名古屋市精神障害者家族会連合会・ポリオ友の会東海、WG後） 	<ul style="list-style-type: none"> 他府県の条例を参考に、助言・あっせんを行う調整機関の設置について規定する。 国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしている。 相談結果が全て相談者が望む形になるとは考えられないこともあり、県において県内7か所に設置している福祉相談センターなどを広域相談窓口とする方向で検討しているほか、法務省の人権相談窓口や総務省の行政苦情窓口についても案内していきたい。 条例とは別に、相談窓口は明確にして広報、周知を行うとともに、職員への研修も実施していく。
—	<ul style="list-style-type: none"> 3年後・3年ごとの見直し規定を盛り込んでほしい。（愛知県聴覚障害者協会・名古屋市精神障害者家族会連合会、WG後） 	<ul style="list-style-type: none"> 法の施行3年経過後の見直し規定も参考に、規定する。
—	<ul style="list-style-type: none"> 県としての独自性・イニシアティブを発揮し、審議会委員の意見を積極的に生かして条例案を作ってほしい。（河口構成員、WG後） 条例に愛知県独自の色を出してほしい。（愛知県身体障害者福祉団体連合会・名古屋市精神障害者家族会連合会・愛知県難聴・中途失聴者協会、WG後） 	<ul style="list-style-type: none"> 差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であるべきということが本県の考え方である。その中で委員からいただいた意見については、可能な限り反映させた条例要綱（案）としている。

(2) 職員対応要領(素案)に対する意見(要約)

対応要領案の 関連条項	意見の概要	意見に対する対応(案)
第6条 (相談体制の 整備)	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口が分かりづらい。第三者委員会などの専門家による相談体制も検討したらどうか。(徳田構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方機関にも相談窓口を置くこととするとともに各相談窓口と主管課の役割を明確化した。 国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしている。
別表 具体例	<ul style="list-style-type: none"> 筆談が困難な聴覚障害者もいるため、すべての窓口到手話通訳が必要。(園田構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちにすべての窓口到手話通訳を設置することは困難であり、中長期的な対応に努めていく。 また、機会を捉えて市町村にも要望を伝えていく。
—	<ul style="list-style-type: none"> 対応要領の見直しを必要と決める場所はどこか。また、見直しをしてほしい場合はどこへ要望すればよいか。(園田構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談事例等を積み重ねていく中で、県として必要があると判断した場合、障害者施策審議会の意見を聴いた上で見直しを行う。 見直しの要望については、障害者施策審議会に提案していただければ、審議会で検討していくことになる。
○教育委員会(県立学校)における職員対応要領について		
名称	<ul style="list-style-type: none"> 教員と事務職員の両者が対象となることを明確にしてほしい。(武藤構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員対応要領に記載している「教職員」は、法令上教員と事務職員の両者を指している。
第1条 (目的)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は県立学校の教員だけなのか。公立小中学校の教員の職員対応要領は誰が作成するのか。(徳田構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 公立小中学校の教員は、県教育委員会が任命するが、その服務については、市町村教育委員会の所管となるため、市町村の職員対応要領により対応していくこととなる。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 学校における合理的配慮について、「授業のみ」に限定されるのではなく、学校生活全般、通学、給食、課外活動、修学旅行などについても、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と同じように参加できるようにするための人的支援ということを書き加えてください。(河口構成員、WG後) 	<ul style="list-style-type: none"> 校長会及び関係各課の意見を踏まえ、適切に表現する。
別表 具体例 他	<ul style="list-style-type: none"> 「障害を持つ児童・生徒」と「障害のある幼児・児童・生徒」など表現が混在しているものがあるのを統一してほしい。(武藤構成員、第3回WG) 「子供である障害者」は適切な表現ではないので表現を工夫してほしい。(武藤構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な表現となるよう工夫する。
○県警察本部における職員対応要領		
—	<ul style="list-style-type: none"> 警察職員と警察官は、業務内容が異なるため、対応要領を分ける必要があるのではないか。(武藤構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官と一般職員を合わせて警察職員と称している。また、窓口等では同じ業務をしており、あえて分ける必要はないと考えている。
—	<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会はどのような取扱いとなっているのか。また、運転免許試験場の職員は警察とは別の職員対応要領が適用されるのか。(園田構成員、第3回WG) 	<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会は警察を管理するための組織であり、各委員は民間人から選ばれているため、職員対応要領の適用外である。 運転免許の更新等は公安委員会の委任を受け、警察職員が行っているため、県警察本部の職員対応要領が適用される。